

日南町議会報告会及び町民との意見交換会実施要綱

平成 24 年 2 月 10 日決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、日南町議会報告会(以下「報告会」という。)および町民との意見交換会(以下「意見交換会」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施時期等)

第 2 条 報告会は、年 1 回、9 月定例会閉会后おおむね 2 か月以内に実施するものとする。

2 意見交換会は、町行政及び議会に関わる案件について必要と認めたとき、又は町民から要請があったときに実施するものとする。ただし、報告会と同時に実施することができる。

3 議長は、報告会及び意見交換会を実施するときは、あらかじめ実施期日、会場等を町民に広報しなければならない。

4 報告会及び意見交換会の会場は、原則として各地域振興センター及び、生山自治会館、下石見センターとする。ただし、議員全員が出席する場合は、この限りではない。

(実施要請)

第 3 条 意見交換会の実施を要請できるのは、本町に在住、在勤する 10 人以上の者で構成する団体又は、グループ(以下「団体等」という。)とする。

2 意見交換会の実施を要請しようとする団体等の代表者は、意見交換会実施要請書(様式第 1 号)を議長に提出しなければならない。

3 議長は、前項の規定による要請書の提出があったときは、期日等を調整のうえ、実施の可否を決定し、意見交換会実施決定通知書(様式第 2 号)により要請者に通知するものとする。

(報告内容)

第 4 条 報告会での報告の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1)議会の活動状況(常任委員会、特別委員会を含む。)

(2)予算又は決算の審議状況

(3)その他必要な事項

2 議長は、報告会での報告内容をあらかじめ整理・調整し、議会運営委員会の議を経て資料を作成し、全員協議会に報告しなければならない。

(報告会の運営)

第 5 条 報告会は、議員 6 人で構成する 2 班編成で実施するものとする。

- 2 各班が担当する会場は、代表者による抽選により決定する。
- 3 班の構成は、報告会の都度常任委員会及び特別委員会の所属、期別等を考慮し、議長が決定する。
- 4 各班に、代表者、司会者、報告者及び記録者(以下「役員」という。)を置き、構成員の互選により決定する。
- 5 各班の役員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)代表者は、報告会の責任者として、開・閉会の挨拶をする。
 - (2)司会者は、報告会の進行を行う。
 - (3)報告者は、第4条に規定する資料に基づいて報告を行う。
 - (4)記録者は、報告会における発言の要点を記録する。
- 6 町民からの質問及び意見に対する答弁は、全員で行うものとする。
(意見交換会の運営)

第6条 意見交換会の運営については、原則として前条の規定を準用するものとする。ただし、第5項第3号の規定については除く。

- 2 議員全員で参加することも可能とし、その場合の運営及び役割については、議長が別に定めるものとする。
(報告書)

第7条 報告会及び意見交換会の記録は、各班で検証のうえ報告書としてまとめ、速やかに代表者が議長に提出するものとする。

- 2 議長は、前項の報告書を受け取ったときは、町のホームページ、議会だより等で公表するものとする。
(成果等)

第8条 報告会及び意見交換会において町民から出された要望、提言等のうち、議会に関するものは議会運営委員会で、町行政に関するものは各常任委員会でそれぞれで審議し、議会全員協議会の議を経て対処するものとする。

- 2 前項の行為を行ったときは町のホームページ、議会だより等で公表するものとする。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。